

令和5年第10回青森市教育委員会定例会 会議録

1 開会日時

令和5年10月17日(火)午後1時30分

2 閉会日時

令和5年10月17日(火)午後2時10分

3 会議開催の場所

青森市森林博物館 2階 第3学習室

4 出席者

- | | |
|-----------|---------|
| (1) 教 育 長 | 工 藤 裕 司 |
| (2) 委 員 | 土 岐 志 麻 |
| (3) 委 員 | 齋 藤 美 鈴 |
| (4) 委 員 | 松 浦 淳 |

5 事務局出席職員

- | | |
|------------------|-----------|
| (1) 教 育 部 長 | 小 野 正 貴 |
| (2) 教 育 次 長 | 武 井 秀 雄 |
| (3) 総 務 課 長 | 金 澤 敦 |
| (4) 文化学習活動推進課長 | 東 條 英 哲 |
| (5) 中央市民センター館長 | 奥 崎 和 彦 |
| (6) 文化遺産課長 | 鈴 木 謙 一 郎 |
| (7) 市民図書館長 | 村 上 泰 子 |
| (8) 学 務 課 長 | 角 田 毅 |
| (9) 学 校 給 食 課 長 | 門 間 隆 |
| (10) 指 導 課 長 | 後 藤 孝 範 |
| (11) 浪 岡 教 育 課 長 | 福 原 崇 |

6 会議に付議された案件

(1) 議案

議案第30号 青森市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について (指導課)

(2) 報告

①寄附採納について (教育委員会事務局総務課)

②契約変更の締結及び専決処分の予定について (教育委員会事務局総務課)

7 会議録署名委員

- | |
|-------------|
| (1) 土 岐 志 麻 |
| (2) 松 浦 淳 |

8 会議の概要

午後1時30分に教育長が開会を宣言する。会期を1日とし、会議録署名委員を前項7

のとおり指名する。

初めに、議案第 30 号について審議し、全員異議なく原案のとおり決定した。

次に、2 件の事案を報告した後、その他として、学校訪問後の感想・意見等について、土岐委員が発言し、午後 2 時 10 分に閉会した。

9 会議の状況

(1) 議事

○工藤教育長

それでは議事に入ります。

今回の審議案件は 1 件となっております。

議案第 30 号「青森市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について」事務局から説明をお願いします。

○教育部長

議案第 30 号「青森市いじめ防止対策審議会委員の委嘱について」御説明申し上げます。

議案と併せて、いじめ防止対策審議会の概要をまとめた附属資料を御覧ください。

青森市いじめ防止対策審議会は、いじめ防止対策推進法及び青森市いじめ防止基本方針に基づき、青森市いじめ防止対策審議会条例により設置するものでございます。

審議会の所掌事務といたしましては、市内小・中学校における、いじめ防止等のための対策に関する事項を調査審議することなどとなっております。

また、審議会は委員 5 人以内をもって組織し、教育に関し学識経験を有する者 1 名、弁護士 1 名、精神保健等に関し学識経験を有する医師 1 名、精神保健福祉士又は心理学に関し専門的知識等を有すると認められる者 1 名、社会福祉士又は児童福祉に関し学識経験を有する者 1 名で構成することとしております。

加えて、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員を置くこととしております。

なお、審議会委員の任期は、2 年となっております。

次期審議会委員につきましては、現審議会委員の任期が令和 5 年 9 月 30 日をもって満了となりますことから、新たに委員を選任するものでございます。

議案を御覧ください。

このたび、現審議会委員の任期満了により、条例第 4 条第 2 項の規定に基づき、後任者を委嘱するものであり、後任者につきましては、名簿に記載のとおり、全ての委員が再任となっております。

なお、任期につきましては、令和 5 年 11 月 1 日から令和 7 年 10 月 31 日までの 2 年間で予定しております。

以上、御説明申し上げましたが、慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いいたします。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

それでは、議案第 30 号は原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

～ 異議なし ～

○工藤教育長

御異議がないようですので、議案第 30 号については原案のとおり決定することとしま

す。

(2) 報告

○工藤教育長

次に、報告事項に入ります。

今回の報告案件は2件となっております。

初めに、報告1「寄附採納について」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

令和5年9月にあった寄附採納について御報告申し上げます。

お手元の「寄附採納一覧（令和5年9月1日～9月30日）」を御覧ください。

はじめに、小学校における寄附採納といたしまして、No.2の青森中央ライオンズクラブ様から三内小学校に対し、桶胴太鼓など、5校に対し6件の寄贈申出があり、受領いたしました。

次に、中学校における寄附採納といたしまして、No.1の青森市立東中学校PTA様から東中学校に対し、電動アシスト自転車など2校に対し2件の寄贈申出があり、受領いたしました。

詳細につきましては、資料記載のとおりであります。

このたびの御厚意に対し、心から感謝いたしますとともに、有効に活用させていただくこととしております。

以上でございます。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

～なし～

○工藤教育長

次に、報告2「変更契約の締結及び専決処分の手続きについて」事務局から説明をお願いします。

○総務課長

変更契約の締結及び専決処分の手続きについて御報告申し上げます。

青森市立西中学校屋内運動場改築工事につきましては、工期の延長及び契約金額の変更を余儀なくされる事由が生じたことから、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、専決処分により、変更契約を締結しようとするものであります。

お手元の「変更契約の締結及び専決処分の手続きについて」の配付資料2の変更内容を御覧ください。

令和5年9月5日に相手方から鉄骨材料の納期遅延による工期延長の協議請求があり、その協議の結果、3か月の工期延長及び工期延長に伴う施工に必要な費用について変更契約を締結しようとするものであります。

なお、設計図書の変更に関わる青森市工事請負契約標準約款等の参照条文につきましては、資料下に記載のとおりとなっております。

次に、工期延長及び契約金額の変更について御説明いたします。

3の「変更工期及び変更予定額」につきまして、工期については③の太枠内の変更前の工期令和4年7月5日から令和5年10月25日を変更後の工期令和4年7月5日から令和6年1月31日までに変更するものであります。

次に、契約金額については7億9,234万1,000円となり、増額分は①の当初と比較して1,134万1,000円、率にして1.45パーセントの増額となるものであります。

契約の変更内容につきましては、ただいま御説明申し上げたとおりであります。変更契約の手続きにつきましては、市長において専決処分する事項として、議会からあらかじめ指定をいただいております変更前の金額の10分の1に相当する額を超えないものでありますことから、専決処分により手続きを進める予定としております。

以上でございます。

○工藤教育長

ただいまの事務局の説明に、御意見、御質問等はありませんか。

○齋藤委員

3か月の延長によって、教育活動に特に影響はないでしょうか。

○総務課長

旧体育館がまだありますので、運動等についてはそちらを利用させていただきます。卒業式等については、新しい体育館でできる予定となっておりますので、特に影響はないものと思います。

○工藤教育長

ほかに御質問等はありませんか。

～ なし ～

(3) その他

○工藤教育長

その他、本日の案件以外に、教育委員の皆様から何かありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

それでは、本年度、教育委員の皆様それぞれに設けたテーマに基づき、学校訪問として小・中学校を御覧いただいているところでありますが、訪問を終えられた感想等を少し伺えればと思います。

本日は、土岐委員にお願いしたいと思います。

○土岐委員

私は、7月19日に造道小学校を「校舎がこれから新しくなる学校」というテーマで訪問してまいりました。造道小学校は私の子ども3人が通いましたが、非常に古い学校で、私の子どもが通っている時から夏は暑く冬は寒い。さらにトイレの配管が詰まって臭いという最悪の状況で、ようやく建て替えていただけるのはすごくうれしかったです。

新しくなるに当たって工事が入りますので、児童との接触などがすごく心配なところでしたが、工事車両が出入りするところと子どもたちが出入りするところは全く違う入り口にいただいているとか、すごく配慮を見ることができました。

新型コロナが落ち着いたとはいいますが、やはり学校は常に感染対策を怠らないで前と同じような形で換気をしたり、二酸化炭素濃度の測定器だったり、先生たちはまだ心休まる場所がないと思っております。

新しい校舎については、南側にあり、私が1点気になったのは今夏がすごく暑いので遮るものが何もなく、燦燦（さんさん）と日光が入ってくる、明るくてすごくいい学校だと思いますが、今この会場みたいに樹木があって少しでも気を和らげられるような、そういう配慮をしていただけないですかと伺ったら、木というのが危ないというお話でした。造道小学校も今年、学校の樹木が倒れて、授業には影響なかったけれども、樹木のメンテナンスがすごく大変なのでなかなか難しいという校長先生の意見がありました。ただ、造道小学校の近くに遊歩道があってすごく樹木や緑がいっぱいある周りに校舎があるので、本

当だったらそういう環境を少し守っていただけたらいいのではないかと思います。

これから建て替えとなりますが、今の3年生が6年生になった時に新しい校舎になるということです。今の3年生は新しい校舎を体験できますが、それより上の学年の4・5・6年生は新しい校舎で生活することができないまま、建て替えによって非常に規制がある教育をおそらく受ける可能性があると思います。

以前、筒井小学校を建て替え中に見学したときも、校庭があった場所に新しい校舎を建てるので運動会ができないということがあって、青森高校の校庭を借りて行ったり周辺の学校に協力をお願いして活動していたので、今回の造道小学校においても授業への規制がないような形で近隣の施設等を使って新しく建て替えるまで活動できたらと思います。また、造道小学校では、新しい校舎が建つ年が、ちょうど150周年になるということで、新築と合わせた祝賀会と一緒にできたらいいなと盛り上がっていました。

これから新しくなる学校については、絶対に暑くなるのが分かっているのでそういうところを考えていただきたいということと、今後、医療的ケア児ということを考えてと保健室には必ずシャワールームとか、今、造道小学校にはエレベーターの計画がありますけれども、そのエレベーターには車椅子が乗れるぐらいにはなっていると思いますが、例えばそのストレッチャーとか考えると、そういうところも今後の計画の時には考えていいのではないかと思います。以上が造道小学校の報告です。

続きまして、9月12日に浪館小学校の学校訪問、こちらは「医療的ケア児の教育について」というテーマで訪問してまいりました。市内にどのくらいの医療的ケア児が在籍しているか分かりませんが、例えば、テレビですとバギーに乗って人工呼吸器をつけてちょっと動けないようなお子さんが、普通学級に通うってというような、そういうドラマみたいなことがあると思いましたが、実際はそこまで重い症状ではなく、普通に活動できるのに気管切開をしているとかそういった児童は、実際増えているというのが国のデータとしてありますので、今後もどんどん学校現場に入ってくると思います。

浪館小学校では今年入学した1年生の中に、気管切開されている児童がいました。気管切開ですので定期的な痰の吸引、これは医療行為ですので、やはり看護師さんが必要になります。この学校では本当にそういうところを近くの訪問の看護師と密に計画されていて、近くにある施設から看護師が定期的に来てくださいますが、それを見るとちょっと難しいだろうと思いました。なぜかという看護師の常駐はずっと仕事があるわけではないので、ずっといることはすごく難しいと思います。例えば5分ぐらいで駆けつける距離にいつでも看護師さんが来てくれるような病院があればいいのですが、痰の吸引というのはすごく難しいと聞いています。ただ、その児童は、水泳教室に参加したほかにも、ちょうど学校訪問の時に保育園の子どもたちが来て、お店を作ってそこでいろいろやっていくっていう場に自ら入っていきました。ちょっとインタビューをして今一番楽しいのは何と聞いたところ、「自分がお兄さんになって保育園の子どもたちをケアしてあげることがうれしい」と答えてくれまして、とても楽しんで参加していました。

実際、痰を吸引する場面も見せていただきましたが、気管切開しても体力があれば自分で痰を出せる子が多いです。その児童も自分で出せていましたので、吸引も慣れてくれば自分でできるようになりますので、体力がついて学年が上がっていけば、そんなにもかしら難しいことではなくなるのではないかと思います。ただこの子に関しては、つい先日、痰が絡んで看護師を呼んだということがあり、来るまでの間、呼吸が止まらないよう励ましたというのが、校長先生がすごく怖かった出来事の一つだとおっしゃっていました。

インクルーシブ教育ということで、積極的にやっていく世の中になるだろうなと思いますが、やはり保護者の協力というのはどうしても必要になるので、この児童の場合も例え

ば水泳教室にもお母さんがついて行ってくれて、そういうところでお互い歩み寄らないと全てが同じようにはできないということを知っているのであれば、積極的に教育現場に来ていただきたいと思います。何より同じ小学校にお兄ちゃんが通っていて、兄弟が同じ学校に通えるというのはすごくうれしいことだと本人も思うと思います。もう一つは、保育園の時は保護者が付きっきりだったそうです。けれども小学校に入って手が離れて学校に行く、それで保護者の方は働くことができたそうです。これがすごく大きいということで、保育師の免許を取られたそうです。その子だけではなく家族全体にも影響してくることなので、そういうところからこれからも受け入れていくだろうと思います。

ただ、この児童が学校に来ると分かったのが1月だそうです。どうしても1月だとそこから教員に指導してトレーニングして、でも4月にはまた違う教員に同じことをしなければいけないということで、1月よりも早めに分かっていたらもうちょっと助かったということをお話ししていました。浪館小学校は以上です。

次に、戸山西小学校は10月3日に訪問いたしました。こちら「医療的ケア児の教育について」というテーマで訪問しました。当日、その児童は体調が悪く、会うことはできませんでしたが、学校の中でどのような取組をしているのかを見てきました。この児童は泌尿器系の発育に問題があるため導尿チューブが出ていて、それがお腹のほうにあっておむつを当てているので、それを交換しなければいけないということです。ただ、この児童が大きくなって手術をするとそれが取れる、定型発達児と同じような状況になるということです。私は胃ろうのお子さんが9歳のときに口から食べられるようになって、胃ろうを閉じる手術をしたお子さんを見ておりますが、そういうお子さんというのは、当初は医療的ケアが必要ですが、大きくなってくと通常の学級で全く問題なく活動できます。そうなった時に通常の学級で行っていた勉強、教育と特別支援とで大きく差が開いてしまったりなかなか入っていけなくて、その9歳の児童はやはり中学校でつまづいてしまったんですね。そういうところが医療的ケア児だからずっと医療的ケアが必要なのかという特別扱いではなくて、いつかそれが取れて、手術が成功して、一般の教育が受けられるようになったときにギャップがないようにしてほしいと思います。

この児童も水泳教室に来ていたんですね。戸山西小学校には大きいプールがありますので、そこでビニールをしてちゃんと入ったと言っていました。この時もやはり保護者が付き添ったそうです。この児童の場合は前年の11月の時点で入学することが分かっていたので、多目的トイレを改修するとか保健室にシャワールームを作るとか、そういうことができたそうです。この児童の母親もやはりおもらしした時の臭いをすごく気にしていたようですが、1年生はまだおもらしすることもありますし、この児童だけが特別ではないと校長先生が面談でお話しされて、お母さんも安心したということでした。実際、そのシャワールームを見ましたがすごく立派で、このシャワールームをその児童は使ったことがあるのかと聞いたところ、実はその児童は使っていないけれども、同じ1年生で6人がおもらしをしてシャワールームを使ったということで、決してその児童のためだけではなく、シャワールームはあってもいいのではないかと思います。

もう1つ、その児童がヘルプマークを付けていることもあって、戸山西小学校では至るところにヘルプマークのポスターが貼ってあり、道徳などの時間の中でヘルプマークについて学んでいるそうです。そういう部分を他の学校でもやはり教育の中で、ヘルプマークとは何かといったものを取り扱っていただければと思います。それから、どの学校でも至るところに何かあったときにどう対応すればいいかというポスターを作って貼ってありますよね。こういうのを作るのが大変だったそうですので、教育委員会の先生のところにいろいろなパターンがあると思いますが、こういう基になるものがあれば学校側がそれ

に手を加えることで労力が少なくなると思います。今年度、私が訪問した学校にもすごくアイデアがたくさんありましたので、そういったものを教育委員会がまとめて持っていたければ、来年度、医療的ケアが必要な児童が入学することはもう分かっているそうなので、入学するであろう小学校にはあらかじめデータとしてお渡ししておけば親切なのではないかと思いました。以上です。

○工藤教育長

ありがとうございました。それでは、われわれも土岐委員のお話から勉強してみたいと思います。まず、総務課長に伺いますが、施設と樹木の問題について、学校を建てる際に樹木との兼ね合い。これが1点目。2点目は医療的ケア児に関わっての施設整備について。本市の状況あるいは配慮すべき点等をお話ししていただきたいと思います。

○総務課長

今2年に1校ぐらいのペースで校舎の改築を進めており、校舎と樹木の関係につきましても、校舎の基本設計と詳細設計をした際に、青森市景観審議会におきまして、いろいろな委員から御意見等をいただいています。その中に樹木医がおりまして、大きくなる木ではなく低い木を植えてはどうかと、景観も含めてですね。ただ、日陰になるかどうかというのはまた別ですが、そういう御意見も踏まえながら外構工事をしております。

造道小学校の場合、南側を校庭にして校舎を建ててから造道福祉館と消防の屯所を建てることとしておりますが、どうしても校庭と校舎の間に樹木というのはなかなか難しいので、残せるところを残しながら、遊歩道の樹木は遊歩道の樹木で校庭が日陰になればいいのかなと思っております。

○土岐委員

もちろん樹木もそうですが、今学校はカーテンとかなくて暑いと思います。ブラインドにするとか工夫できないですか。

○総務課長

校舎を建てた際にレースのカーテンを備え付けました。紫外線の透過率 90 パーセントカットや防炎といったものです。日光はレースのカーテンで防ぎ、冷暖房については、天井にはめ込むタイプのものを標準で設置することとしており、筒井小学校は今そのようにしていますけれども、造道小学校についてもその予定で設計しておりましたので、暑さ対策につきましても考えていきたいと思います。

それから医療的ケア児についてですが、浪館小学校は入学する児童が気管切開ということだったので、新たにトイレといった設備を改修することは必要なかったものですから、校長先生には何かありましたらいつでも御相談くださいという対応をしておりました。

戸山西小学校につきましても、入学する児童が導尿チューブでしたので、トイレの心配をすごくしていらっしゃいました。その児童は 11 月の時点で入学が分かったので、学校施設チームとも相談し、やはりシャワー室や専用のトイレが必要ですよ、ということで、期間もありましたことからしっかりと設置できたと思っています。シャワーについてはその児童が使用する前提で考えておりましたが、やはり新入学児童のおもろしはよくありますので、そういった児童にも使用しているということで、私どもの方から見ると狙いどおりの使い方となっておりますので、土岐委員からいろいろお話を聴く中で、設置して良かったものと思っています。

今後、改築していく小・中学校には、全ての保健室にシャワー室の設置を予定していますので、その辺は安心できると思います。以上です。

○工藤教育長

次に、指導課長に筒井小学校児童が運動不足にならないようどのように対応しているの

かということ、それから学務課長には医療的ケア児への教育面での対応について今現在どのようにしているのかということをそれぞれ説明してもらいたいと思います。

○指導課長

筒井小学校の改築に当たり、児童の運動不足が心配されていることにつきましては、筒井中学校の校庭を借りて運動会を実施したり、また校庭が空いていればいつでも借りて体育の授業をしたりというような体制は整えております。それから学校内における朝の運動タイムについては、体育館の使用日を学年ごと割り当ててそれをローテーションしながら少しの時間でも運動する機会を設けているほか、教室内で行える運動を紹介するなどしております。また、校外学習を計画する中でその辺り運動を取り入れた例えば5年生になると宿泊学習で梵珠山へ行きますが、そこでアクティビティ、林の中を歩いたりするほかにジャングルジムといった遊具で遊ばせるといったことを積極的に取り入れていくことで児童の運動不足解消に向けた対応をしていくということでございます。

現在、体力テストのような形で児童のデータをとっております、その結果は今の5・6年生の体力が格段に落ちているということではない状況にはありますが、ただ子どもたちにとってはやはり日頃元気よく遊ぶというか体を動かすということについてはちょっとストレスを感じているかもしれません。その点につきましてはいろいろな形で運動を紹介していく、このような中でもどんどん運動ができるようなことを紹介していく、それから家に帰っても運動ができる体制をお願いしている状況で対応しているところでございます。なんとか頑張ってもらいたいと思っております。

○工藤教育長

造道小学校における対応はどのようになっているか説明をお願いします。

○指導課長

造道小学校の改築に当たりまして、児童の運動不足解消のため近隣の学校や公共の施設があればどんどん使用していこうと考えております。先ほどの筒井小学校は青森高校の近くにあるということで校長先生が青森高校の校庭の借用についても交渉中であると聞いております。造道小学校におきましても同様に近隣の中学校や公共施設を随時活用できるように考えており、私どもとしても必要に応じて支援してまいりたいと思っております。

○工藤教育長

運動は心の健康にとっても重要なので留意してまいりたいと思っております。学校の改築に当たり校舎と体育館両方となりますと5年ほど校庭が使用できない状況だということですので、それだけに運動嫌いな子どもが増えないようにしていきたいと思いました。

次に、学務課長から医療的ケア児の状況について説明をお願いします。

○学務課長

土岐委員からお話のありました浪館小学校及び戸山西小学校ですが、まず現状としては非常に先生方の様々な配慮ですとか看護師さんとの連携、保護者との情報共有、子どもの教育環境においても非常によくやっていると聞いております。かなりの御苦労があつてのことだと思いますが、実際、新年度がスタートする前から校内研修であるとか、医師を招いての研修会、看護師との連携という、青森県立病院にある小児在宅支援センターが中心となって、その他福祉施設も交えてやっておりました。

実際、浪館小学校の看護師については、訪問看護ということで、可能な限り隙間なく埋める形で配置をするものの、どうしても空白というのは埋められずにあります。また、戸山西小学校の児童に対しては、実際おむつ交換は自分でやっている部分もあるので、医療行為そのものは発生しておりませんが、特に戸山西小学校では校内での研修が非常にうまくいっていて、先ほどのヘルプマークの研修も含めて、周りの方との関わりも含めて、と

でもうまくいっているものと思っております。とにかく、先生方にとって医療的ケア児が入学するということが非常にナーバスになる部分もありますし、命に直結するという面もありますので、緊急時の対応は徹底してやらなければならないということと、その作成は何度も何度も変更して、浪館小学校の場合は、いろいろと作り変えていっているということも伺っていたので、非常に気を遣う部分だと思っております。保護者からすれば、子どもが自分の手を離れて御自身が就労できるようになったということで、伸び伸びと仕事をされて、かつPTAとしても浪館小学校には御協力いただいているので、その辺からも安心感はあると思います。

人数だけ見ますと、毎年確実に入学してくることはなっているのですが、どんどんトータルとしての人数は増えていきますので、今後も看護師さんの配置も含めたことであるとか、全市的に先生方の研修でやるとか関係機関との連携も含めて、学務課では近年の状況について情報共有する場を定期的に設けていく必要があるものと思っております。

今年度になってから、医療的ケア児に関する協議会、情報共有の場や研修の場がものすごい数、今、実は、もうあちこち、市でも県でもやっていたりして、そちらの方に関わっていったりもするというので、非

常に情報量が豊富にありますので、現場の先生方にも還元していきたいと思っております。現状は以上でございます。

○土岐委員

ありがとうございます。どこの学校を訪問しても教育委員会からのアドバイスがすごくありがたかったと感謝されましたので、その情報も教育委員会からいただいたとおっしゃっていました。

私も資料を見ましたが、県では300人ほど0歳から18歳までの医療的ケア児がいらっしゃるようですので、市内にもどのくらいか、今後も増えていくものと思っております。

今、お話しした児童たちも大きくなると自分自身でできるようになってくると思うので、経験していけばいいと思います。

○工藤教育長

土岐委員には、いろいろな御意見をいただき大変ありがとうございました。我々も勉強になる部分がたくさんありました。どうもありがとうございました。

○工藤教育長

その他、事務局から何かありませんか。

～ なし ～

○工藤教育長

これにて、本日本日予定していた案件の報告等は全て終了しました。

以上をもちまして、令和5年第10回青森市教育委員会定例会を終了いたします。

令和5年10月17日開催の令和5年第10回青森市教育委員会定例会の会議録を作成した。

令和5年11月16日

書記 山田 顕世

上記のとおり相違ないことを認め署名する。

令和5年11月16日

署名委員 土岐 志麻

署名委員 松浦 淳